

議案第8号

守谷市新型インフルエンザ等対策本部条例

守谷市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 3月 4日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日原案 決

議案	頁数
8号	1

守谷市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、守谷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（次項において「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

提案理由（議案第8号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、守谷市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
8号	2